



2023年5月30日

各 位

会 社 名 株式会社トランザクション・メディア・
ネットワークス
代表者名 代表取締役社長 大高 敦
(コード番号:5258 東証グロース市場)
問合せ先 経営戦略室長 栗原 美由紀
(TEL. 03-3517-3800)

役員報酬額の改定及び株式報酬としての新株予約権に関する報酬額及び内容に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬限度額を改定する議案、並びに取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬の実施を目的とするストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容に関する議案（以下、合わせて「本報酬制度改定」といいます。）を、2023年6月28日開催予定の当社第16回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本報酬制度改定の理由

当社は、2023年4月4日に東京証券取引所グロース市場に上場し、また、昨今の経済情勢や事業環境の変化等へ対応して取締役の役割・責務が増大しております。また、更なるコーポレートガバナンスの強化のため、今後の取締役の員数構成や優秀な人材を確保・維持するに相応しい報酬水準の設定を可能とし、当社の業績向上及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して報酬限度額の改定、及び取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して職務執行の対価として発行する、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

2. 役員報酬額の改定内容の概要

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2020年10月30日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議され、現在に至っております。

この度、1. 本報酬制度改定の理由に記載のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）といたしたく、ご承認をお願いするものであります。

3. 新株予約権に関する報酬等の額及びその内容

当社は、1. 本報酬制度改定の理由に記載のとおり、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権制度を導入するとともに、2. 役員報酬額の改定内容の概要に記載の報酬等の額の改正とは別枠として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額につき、年額40百万円以内といたしたく、次の内容と合わせてご承認をお願いするものであります。

<新株予約権の内容>

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）

(2) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権の数は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）につき600個を上限とする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

なお、新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正価格であり、有利発行には該当しない。

(4) 割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社の普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、割当日後、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値又は割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日以降、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日より2年を経過した日から8年間の範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。

ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合には、その前営業日を権利行使の最終日とする。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役の地位であることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由があると当社取締役会が認める場合は、この限りでない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

(10) 新株予約権の取得事由

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(11) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) その他

新株予約権の割当日並びに新株予約権の割当てを受ける者及び数その他の新株予約権に関する事項については、今後開催される当社取締役会において定めるものとし、当該内容を開示するものとする。